公　示　日　：2022 年 3 月 16 日(水)
調達管理番号：　21a01210
国　　名　　：ラオス
担 当 部 署　：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
調 達 件 名：ラオス国クリーン農業開発プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務　：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号～4 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 5 月中旬から 2022 年 10 月下旬
（２）　業務人月：現地　0.70、国内　0.50、合計　1.20
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2022 年 4 月 6 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2022 年 4 月 19 日(火)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

（２） 必要予防接種：入国後の隔離期間短縮や国内便の利用には新型コロナウィルスのワクチン接種証明書（英文）が必要となります。

6. 業務の背景

ラオスでは、労働人口の７割以上が農業に従事しており、農業が農村地域の雇用を支える重要な産業となっている。近年、ラオス政府は食の安全性を向上させるためクリーン農産物[1]の生産を推進しており、周辺国に比べ農薬や化学肥料の投入が少ないラオス農業の強みを活かした取り組みを強化している。しかし、市場が求める品質を確保し、かつ、消費者の信頼に応えるクリーン農産物を安定的に生産できる生産者は未だに限定的であり、また、生産者がクリーン農産物を販売するための市場開拓や販路拡大も進んでないのが現状である。 このため、2017 年 11 月から「ラオス国クリーン農業開発プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始し、ラオス 17 県のうち 4 県（首都ビエンチャン、ルアンパバン県、サイヤブリ県及びシェンクアン県）をパイロット県として選定し、クリ

[1] ラオスの農業政策の中でクリーン農業は、①有機農業（Organic Agriculture: OA）、②農業生産工程管理（Good Agriculture Practice: GAP）、③化学農薬を使用しない農業（Non-chemical Agriculture）、④伝統的農業（Traditional Agriculture）の４つのモジュールから構成される。

ーン農産物の生産や品質管理等の技術向上に向けた支援を実施するとともに、中央・県・郡の農林省職員が生産者と購買者の仲介役として、生産現場やフードバリューチェーン （FVC）の整備を含めたマーケティング指導ができるよう、技術指導・体制強化への支援を実施している。更に、流通業者や購買者にクリーン農業の価値を広く理解してもらい、需要を喚起するための啓発活動を支援している。これにより、クリーン農産物の生産・供給の拡大と、市場ニーズへの対応や販路拡大を図ることを目指している。

今回実施する終了時評価調査は、2022 年 11 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、終了に向けてのプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 5 月中旬～2022 年 7 月上旬）

① 既存の文献、報告書等（モニタリングシート、長期・短期専門家の報告書、合同調整委員会（JCC）議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

② 既存のプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下 PDM という）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ラオス側関係機関（民間企業・団体含む）、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。

④ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務期間（2022 年 7 月下旬～2022 年 8 月中旬）

① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。

② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。
③ 事前に配布した質問票を回収、整理し、調査団及びプロジェクト専門家、C/P 等の意見を踏まえて定めた評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員とともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
⑥ 調査結果や他団員及びプロジェクト関係者からのコメント等を踏まえた上で、必要に応じて PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
⑦ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
⑧ プロジェクト関係者に対する評価報告書の説明において、担当部分の説明を行う。
⑨ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
⑩ 現地調査結果の JICA ラオス事務所等への報告に参加する。

（３） 帰国後整理期間（2022 年 8 月下旬～2022 年 9 月下旬）
① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
② 帰国報告会に出席する。
③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書
2022 年 10 月 5 日(水)までに提出。
次の①～③を電子データにて提出すること。
① 評価報告書（英文）
② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）
③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本発バンコク経由ビエンチャン往復を標準とします。なお、見積時点で渡航可能な現実的な経路で計上してください。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 7 月下旬から 21 日間を予定しています。

ラオス国においては、2022 年 2 月 3 日の首相府通知にて、入国後の隔離期間が 7 日間とされており、現地渡航開始時に入国後の隔離期間が生じる可能性があります。また、新型コロナウイルスの状況によっては現地業務を国内業務に振り替えて対応する可能性もあります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです（予定）。なお、現地での業務体制は変更する可能性があります。

ア） 団長（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ラオス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：あり

イ） 宿 舎 手 配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通 訳 傭 上：英語⇔ラオス語／日本語⇔ラオス語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタント

によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ） 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8425）にて配付します。

・R/D

・PDM（最新版）

・モニタリングシート（第 1 回～第 8 回）

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ラオス人民民主共和国 有機農業促進プロジェクト終了時評価調査報告書

リンク：JICA報告書PDF版（JICA Report PDF）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028227.html

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021 年 4 月 1 日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021 年 3 月 31 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況に

ついては、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上